

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年八月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 三井造船生活協同組合荘内店
所在地 玉野市長尾七四六一
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 三井造船生活協同組合
住所 玉野市玉二丁目五一五
代表者の氏名 理事長 武部 吉治
- 3 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 三井造船生活協同組合 午前九時三十分
金光薬品株式会社 午前十時
(変更後) 三井造船生活協同組合 午前八時三十分
金光薬品株式会社 午前十時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時二十分から午前零時十分まで
(変更後) 午前八時二十分から午前零時十分まで
- 4 変更年月日
平成二十二年八月一日

二 届出年月日

平成二十二年七月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課